

令和6年神審第12号

裁 決

漁船A漁船BモーターボートC衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

受審人cを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年10月24日10時40分

## 播磨灘東部

### 2 船舶の要目

|           |     |           |           |
|-----------|-----|-----------|-----------|
| 船 種       | 船 名 | 漁船A       | 漁船B       |
| 総 ト ン 数   |     | 4.8トン     | 4.8トン     |
| 登 録 長     |     | 14.20メートル | 14.27メートル |
| 機 関 の 種 類 |     | ディーゼル機関   | ディーゼル機関   |
| 漁船法馬力数    |     | 110キロワット  | 110キロワット  |
| 船 種       | 船 名 | モーターボートC  |           |
| 登 録 長     |     | 6.80メートル  |           |
| 機 関 の 種 類 |     | 電気点火機関    |           |
| 出         | 力   | 103キロワット  |           |

### 3 事実の経過

#### (1) A及びB

A及びBは、ほぼ同一船型の、機船船びき網漁業にそれぞれ従事するFRP製漁船で、いずれも船体ほぼ中央船首寄りに操舵室を配し、船尾甲板に漁具巻き上げ用のウインチを備え、同室前面中央に操舵輪、右舷側に機関操作レバー、左舷側に日本測地系のGPSプロッター及び魚群探知機、操舵輪後方に椅子、操舵室後方外側に操舵リモコンを装備していた。

#### (2) C

Cは、船外機を有するFRP製モーターボートで、船体中央に操舵区画があり、同区画前部にキャビン、後部にいけすを設け、操舵区画内右舷寄りに操舵輪、右舷側壁際に機関操作レバーを、前面に世界測地系の船位を5秒間隔で記録することができるGPSプロッターを装備していた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

A及びBは、Aにa受審人ほか2人が、Bにb受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、両船とも船首0.35メートル船尾1.45メートルの喫水をもって、漁獲物運搬船1隻とともに、令和5年10月24日06時00分兵庫県林崎漁港を発し、播磨灘東部の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着後、Bとともに操業を開始し、09時50分操業を終え、10時00分Aの左舷にBを接舷させ、両船の船首部及び船尾部の各係船柱にロープでつないで並列状態（以下「A列」という。）とした。

b受審人は、Aと操業を行った後、10時00分Aの左舷にBを接舷させて両船をつなぎ、速力をAに合わせ、漁具の回収のためAに移乗した。

a受審人は、A列の操船を指揮し、b受審人とともに漁具の回収を行った後、Aの船尾甲板上で漁具の修理を行うこととし、10時30分少し過ぎ林崎港5号防波堤灯台（以下「林崎港灯台」という。）から220度（真方位、以下同じ。）2.3海里の地点で、針路を044度に定め、速力を5.0ノット（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時38分半林崎港灯台から218度1.7海里の地点に至ったとき、正船首230メートルのところに、Cを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊していることがわかり、その後Cに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針時に前方を一見し、航行に支障となる船舶はいなかったことから、依然として、前路に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

一方、b 受審人は、10 時 38 分半正船首 230 メートルのところに、C を視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊していることがわかり、その後 C に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、a 受審人が見張りを行っていると思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、A 列は、漂泊中の C を避けることなく続航し、10 時 40 分林崎港灯台から 217 度 1.5 海里の地点において、原針路及び原速力のまま、A の右舷船首部が C の左舷中央部に、続いて B の右舷船首部が C の左舷船首部に、それぞれ後方から 21 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 1 の南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好で、付近には北東方向に流れる 0.9 ノットの潮流があった。

また、C は、c 受審人が救命胴衣を着用して 1 人で乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備え、釣りの目的で、船首 0.4 メートル船尾 0.7 メートルの喫水をもって、同日 08 時 30 分兵庫県明石市の係留地を発し、播磨灘東部の釣り場に向かった。

c 受審人は、09 時 00 分釣り場に到着して釣りを始め、その後、北東方に圧流されたので、潮上りのため航行中、左舷船首方に 2 隻が並列につながった状態の A 列を認め、10 時 38 分僅か過ぎ林崎港灯台から 218 度 1.6 海里の地点で機関を中立運転として漂泊を開始した。

c 受審人は、C が風を受けて回頭し、10 時 38 分半衝突地点付近で、船首が 023 度を向いていたとき、A 列が左舷後方 21 度

230メートルのところとなり、その後衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、2隻がつながった状態の漁船は動かないと思い、A列に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

c 受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、10時40分僅か前左舷至近にA列を認めたものの、どうすることもできず、Cは、023度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部に擦過傷を、Bは、右舷船首部に破口及び擦過傷を、Cは左舷船首部に亀裂を伴う擦過傷及び同中央部に亀裂を伴う破口をそれぞれ生じ、のちいずれも修理され、c 受審人は右肩関節打撲傷等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、海上交通安全法の適用海域である播磨灘東部において、航行中のA列と漂泊中のCとが衝突したものであるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中のA列と漂泊中のC両船の状況に該当する2船間の航法規定がないから、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘東部において、航行中のA列が、見張り不十分で、漂泊中のCを避けなかったことによって発生したが、Cが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、播磨灘東部において、帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針時に前方を一見し、航行に支障となる船舶はいなかったことから、前路に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のCに気付かず進行して衝突を招き、A、B及びCそれぞれに損傷を生じさせ、c 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、播磨灘東部において、a 受審人の操船指揮下、Aに接舷した並列状態で航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aのa 受審人が見張りを行っていると思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のCに気付かず進行して衝突を招き、A、B及びCそれぞれに損傷を生じさせ、c 受審人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

c 受審人は、播磨灘東部において、漂泊中、北上するA列を認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、2隻がつながった状態の漁船は動かないと思い、動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、A列が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続けて衝突を招き、A、B及びCそれぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上の c 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明